

川井浄水場再整備事業

実施方針

平成 19 年 12 月

横浜市水道局

目 次

第1	特定事業の選定に関する事項.....	2	
1	事業内容に関する事項.....	2	
2	特定事業の選定及び公表に関する事項.....	6	
第2	事業者の募集及び選定に関する事項.....	7	
1	事業者の選定に係る事項.....	7	
2	競争参加資格に関する事項.....	7	
3	入札保証金.....	10	
4	事業者選定のスケジュール等.....	11	
第3	事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	14	
1	事業契約に関する基本的な考え方.....	14	
2	リスク分担の基本的な考え方及び予想されるリスクとその分担.....	14	
3	対象業務におけるサービスの水準.....	15	
4	水道局による事業の実施状況のモニタリング.....	15	
5	提供されるサービスに対する対価の支払.....	16	
第4	対象施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項.....	17	
1	施設の立地条件.....	17	
2	施設の規模.....	17	
3	土地の使用に関する事項.....	18	
4	施設の整備要件等.....	18	
第5	事業契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項.....	19	
第6	本事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項.....	20	
1	事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合.....	20	
2	その他の事由により事業の継続が困難となった場合.....	20	
3	融資団と水道局との協議.....	20	
第7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	21	
1	法制上及び税制上の措置に関する事項.....	21	
2	財政上及び金融上の支援に関する事項.....	21	
3	その他の支援に関する事項.....	21	
第8	その他特定事業の実施に関し必要な事項.....	22	
1	債務負担行為.....	22	
2	本事業に係る情報の提供方法.....	22	
3	実施方針の変更.....	22	
4	入札の中止等.....	22	
5	落札者を選定しない場合.....	22	
6	応募に当たっての費用の負担.....	22	
7	提出書類の取扱い.....	22	
8	環境への配慮.....	23	
9	本事業に係る水道局のアドバイザー.....	23	
10	本事業に関する問合せ先.....	23	
様式1	実施方針に関する質問書	様式2	実施方針に関する意見書
別紙1	水道局が想定する事業実施体制	別紙2	リスク分担表
別紙3	サービスの対価の支払方法（案）	別紙4	サービスの対価の変更（案）
別紙5	新設対象施設位置図（参考）	別紙6	撤去対象施設位置図
別紙7	管理対象範囲図（参考）		

横浜市水道局（以下「水道局」という。）は、川井浄水場再整備事業（以下「本事業」という。）を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。最終改正平成17年法律第95号。以下「PFI法」という。）に基づく事業として実施することを予定している。

本事業に関し、PFI法に基づく特定事業の選定及び特定事業を実施する事業者（以下「事業者」という。）の選定を行うに当たって、PFI法第5条第1項の規定により、本事業の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）を定めたので、同条第3項に基づき、次のとおり公表する。

第1 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

川井浄水場再整備事業

(2) 事業の対象となる公共施設等の種類

浄水場施設

(3) 公共施設等の管理者の名称

横浜市水道事業管理者 水道局長 大谷 幸二郎

(4) 事業の目的

川井浄水場は明治34年に築造され、昭和30年代から50年代にかけて改修・改築を行っているものの、老朽化が著しく耐震性にも問題があることなどから、更新の必要性が高い。そのため、「横浜水道長期ビジョン・10か年プラン」（平成18年7月）においては、「浄水施設の耐震性をより一層向上させて、地震に強い浄水施設に再整備する。水質・水圧の面で有利な自然流下系の浄水場を優先的に再整備して、位置エネルギーを利用した処理方式の採用を検討する。経済的な施設に再整備し、1浄水場1水源系統の合理的な水運用を行う。」という再整備方針を定めている。

したがって、川井浄水場を全面的に更新し、導水水圧を有効利用した膜ろ過方式を導入して道志川系全量を処理すべく再構築を図り、良質な水の安定的かつ継続的な供給に寄与することを本事業の目的とする。

また、不要となる施設を撤去し、維持管理が容易なように浄水場内を整備することも重要な目的の一つである。

(5) 対象施設及び対象業務

本事業の対象施設及び対象業務は、下記に列挙するとおりである。事業者は、浄水場施設の整備及び維持管理を一体の事業として実施する。

また、水道局は水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 24 条の 3 に基づき、水道の管理に関する技術上の業務を事業者に委託すること（以下「第三者委託」という。）を予定しており、事業者は水道技術管理者を置き、水道施設の管理（運転・保守点検等）を行う。

詳細は、今後公表する業務要求水準書において示す。

ア 新設対象施設

- (ア) 浄水施設
- (イ) 配水池
- (ウ) 民間事業者用管理棟
- (エ) 排水処理施設
- (オ) 電気計装設備
- (カ) 薬品設備
- (キ) 場内配管
- (ク) 附帯施設

イ 撤去対象施設

- (ア) 着水井
- (イ) 沈殿池（1号・2号・3号）
- (ウ) 旧緩速ろ過池（2池）
- (エ) 急速ろ過池（8池）
- (オ) 配水池（1号・2号・3号）
- (カ) 排水池（3池）
- (キ) 排泥池
- (ク) 揚水ポンプ所
- (ケ) 水質検査棟
- (コ) 場内配管
- (ク) 附帯施設

ウ 対象業務

- (ア) 浄水場整備業務（新設）
 - a 事前調査業務
 - b 設計業務
 - c 工事業務
 - d 工事監理業務
 - e 周辺影響調査・電波障害等対策業務
- (イ) 浄水場整備業務（撤去）
 - a 事前調査業務
 - b 設計業務
 - c 工事業務
 - d 工事監理業務
 - e 周辺影響調査・電波障害等対策業務

- (ウ) 浄水場維持管理業務
 - a 施設運転管理業務
 - b 施設保守管理業務
 - c サービス業務
 - d 保安業務

なお、新設対象施設に関する用語の定義は、以下のとおりである。

- (a) 浄水場
神奈川県横浜市旭区上川井町2555所在の「川井浄水場」をいう。
- (b) 浄水場施設
浄水施設、配水池、民間事業者用管理棟、排水処理施設、電気計装設備、薬品設備、場内配管、附帯施設をあわせて浄水場施設という。
- (c) 浄水施設
浄水場内に事業者が新設する浄水施設をいう。
- (d) 配水池
浄水場内に事業者が新設する配水池をいう。
- (e) 民間事業者用管理棟
浄水場内に事業者が新設する民間事業者用管理棟をいう。
- (f) 排水処理施設
浄水場内に事業者が新設する排水処理施設をいう。
- (g) 電気計装設備
浄水場内に事業者が新設する電気計装設備をいう。
- (h) 薬品設備
浄水場内に事業者が新設する薬品設備をいう。
- (i) 場内配管
浄水場内に事業者が新設する場内配管をいう。
- (j) 附帯施設
場内整備に付随する施設をいう。

(6) 事業方式

本事業は、既存施設の老朽化に伴い対象施設を新設し、水道局に所有権を移転した後に維持管理を行う、いわゆるBTO（Build-Transfer-Operate）方式により実施する。

(7) 事業期間

本事業は、事業契約締結の日から平成46年3月までを事業期間とする。
なお、維持管理期間は維持管理開始後20年間とする。

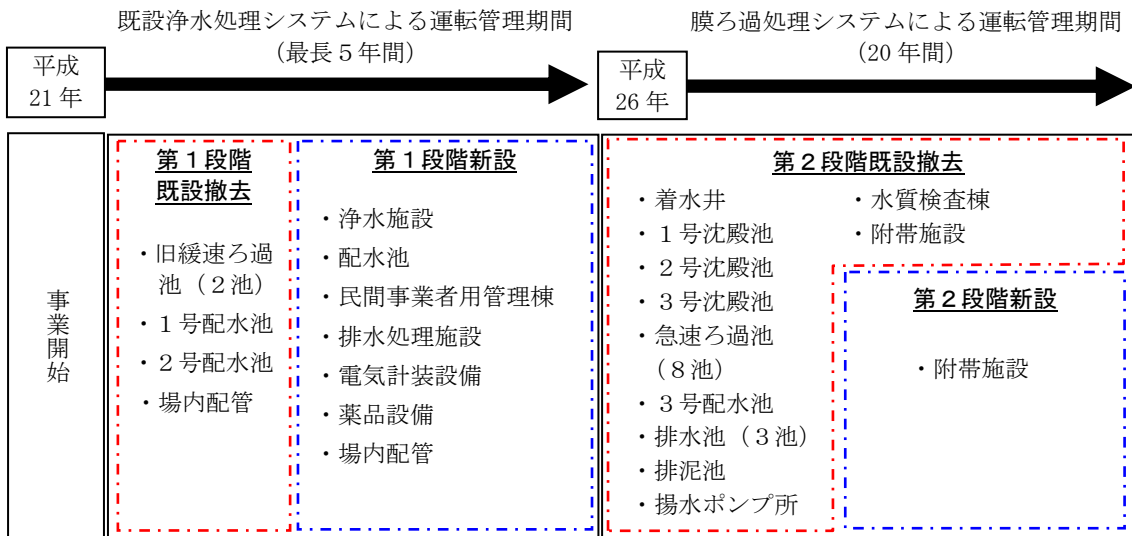
(8) 事業スケジュール

本事業の事業スケジュールは、以下のとおり予定している。

ア	基本協定の締結	平成 20 年 12 月
イ	事業契約の締結	平成 21 年 3 月
ウ	設計・工事期間	平成 21 年 4 月～平成 29 年 3 月
エ	維持管理期間	平成 26 年 4 月～平成 46 年 3 月

応募者が早期に工事を終わることが可能と判断する場合は、工期を短縮し、そこから 20 年間の維持管理を開始する計画を提案することができる。ただし、短縮の期間は 1 年単位とする。

なお、現在、水道局が想定している工事工程を参考までに以下に示す。



(9) 留意事項

ア 施設を運転しながらの工事への対応

本事業の施設整備は既存施設を運転しながらの更新工事であり、市民への安定的かつ継続的な水の供給を確保しながら工事を実施し、新たな浄水施設へ円滑に移行することが求められる。

イ 建築確認への対応

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条に基づき、事業者は工事着工前に、その建築計画が当該建築物の敷地、構造及び建築設備に関する法令（法律、命令、条例）に適合するものであることについて確認の申請書を提出し、建築主事の確認を受け、確認済書の交付を受けなければならない。

ウ 第三者委託への対応

本事業では、各施設の機能を効率よく発揮し、適切な維持管理を図るため、水道法上の責任を含め施設の維持管理を包括的に事業者へ委託する。そのため、事業者は、事業者内部に業務履行上必要な有資格者を配置するなど、必要な機能を十分に発揮できる体制を確立することが求められる。

なお、水道局が想定する事業実施体制を別紙 1 に示す。

(10) 遵守すべき関係法令等

事業者は、本事業を実施するに当たり必要とされる関係法令（法律、政令、省令、条例、規則、規程及びガイドライン等を含む。）を遵守するものとする。

2 特定事業の選定及び公表に関する事項

(1) 特定事業の選定基準

水道局は、本事業を P F I（Private Finance Initiative）事業として実施することにより、①事業期間を通じた水道局の財政負担額の縮減が期待できる場合又は②水道局の財政負担額が同一の水準にある場合であって公共サービスの水準の向上が期待できる場合に、本事業を特定事業として選定する。

(2) 特定事業の選定方法

水道局の財政負担額の算定に当たっては、将来の費用と見込まれる財政負担総額を算出の上、これを現在価値に換算することにより評価を行う。

公共サービスの水準は、できる限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には客観性を確保した上で定性的な評価を行う。

(3) 選定結果の公表

本事業を特定事業として選定した場合には、その判断の結果を評価内容とあわせ、事業者の選定等への影響に配慮しつつ、速やかに公表する。

公表は、ホームページ等を用いて行うものとする。

なお、事業の実施可能性についての客観的な評価の結果等に基づき、特定事業の選定を行わないこととした場合であっても同様に公表する。

第2 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の選定に係る事項

(1) 事業者に求めるもの

本事業は、民間の資金、経営能力及び技術的能力に期待し、浄水場施設の再整備についてPFIの手法を活用するものであり、事業者には、① 効率的かつ効果的な浄水場施設の更新及び更新時の円滑な移行、② 更新後、一定の質を確保した安定的かつ継続的な水の提供を行うこと、を期待している。

(2) 事業者選定方法

本事業における事業者の募集及び落札者の選定については、競争性及び透明性の確保に配慮した上で、総合評価一般競争入札方式により行うものとする。

また、本事業はWTO政府調達協定（平成6年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定。以下「WTO」という。）の対象事業であり、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令第372号）が適用される。

なお、本事業の入札手続は、以下のとおり実施することを予定している。詳細は、入札説明書等において公表する。

ア 競争参加資格確認

競争参加資格の確認として、市の競争参加資格有資格者であることや一定の実績を有することなどの形式面の確認を行う。

イ 提案内容の審査

上記アにおいて本事業を実施するために必要な資格を有すると確認された応募者から、具体的な業務の実施方法やサービスの対価の額等について提案を受け、これらの提案内容を総合的に評価した上で、落札者を決定する。なお、提案内容の審査は、書面での提出を受けるほか、ヒアリングを通じて行う。

(3) 審査委員会の設置

市は、事業者の選定に際して、学識経験者等により構成される「横浜市PFI事業審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置する。

審査委員会は、応募者の提案内容の評価を行い、最優秀提案者を選定する。水道局は、審査委員会の選定結果をもとに落札者を決定する。

なお、審査委員会の委員（以下「審査委員」という。）は、入札説明書等に示す。

2 競争参加資格に関する事項

(1) 応募者の構成等

ア 応募者は、単独企業（以下「応募企業」という。）又は本事業の設計業務の実施を担う者、膜ろ過装置の製造を行う者、工事業務の実施を担う者、工事監理業務の実施を担う者、維持管理業務の実施を担う者を含む複数の企業等により構成されるグループ（以下「応募者グループ」という。）とする。

- イ 応募者グループのうち、本事業を実施する事業者である特別目的会社（以下「SPC」という。）に出資を予定している者を「構成員」、SPCに出資を予定していない者で、SPCから直接、業務を請け負うことを予定している者を「協力会社」とする。なお、本事業において膜ろ過装置の製造を行う者は構成員になることを要するものとする。
- ウ 構成員の中から代表企業を定め、代表企業が競争参加資格の申請及び入札手続を行う。
- エ 構成員及び工事業務の実施を担う者については、これらの企業名を明記の上、応募する。
- オ 代表企業の変更は原則として認めない。競争参加資格確認のための申請書類（以下「競争参加資格確認申請書」という。）の提出後、参加の意思を表明した応募者の構成員の変更及び追加は認めない。ただし、提案書の提出期限までの間で水道局がやむを得ない事情があると認めた場合に限り、構成員の変更及び追加を認めるものとする。
- カ 応募企業、応募者グループの構成員は、他の応募者グループの構成員又は協力会社となることはできない。

（２）応募者の競争参加資格要件

ア 共通の資格要件

- (ア) 「横浜市水道局契約規程」（昭和39年4月水道局規程第16号）第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項に定める資格を有する者であること。
なお、市の競争参加資格を有しない企業が構成員又は協力会社として入札参加を希望する場合には、入札参加資格審査の随時登録申請、若しくは「設計・測量等関係」、「工事」、「物品・委託等関係」の特定調達契約に係る入札参加資格申請に基づき申請を行うこと。
- (イ) 「横浜市水道局一般競争入札参加停止及び指名停止等措置要綱」（以下「指名停止措置要綱」という。）に基づく一般競争参加停止及び指名停止措置を受けていない者であること。ただし、指名停止措置要綱別表第1「契約違反及び事故等に基づく措置基準」7又は8に該当する者であって、指名停止期間が2週間以内のものであり、かつ、法令違反を理由とするものでない場合は、この限りでない。
- (ロ) 次の法律の規定による申立て又は通告がなされていない者であること。
 - a 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条及び改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更生手続開始の申立て（ただし、更生手続開始の決定を受けている場合を除く。）
 - b 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て（ただし、再生手続開始の決定を受けている場合を除く。）
- (エ) 本事業のアドバイザー業務に関わっている法人又はその子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）若しくは親会社（会社法第2条

第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。)でないこと。

(ウ) 審査委員の所属する企業又はその企業の子会社又は親会社である者以外の者であること。

イ 各業務の実施を担う者の資格要件

応募企業及び応募者グループの構成員及び協力会社のうち、設計、膜ろ過装置の製造、工事、工事監理、維持管理の各業務の実施を担う者は、次の(ア)から(ウ)の区分に応じ、それぞれの資格要件をすべて満たすものとする。

一の業務の実施を担う者の資格要件を満たす者が他に資格要件を満たす限り複数の業務を担うことは認めるものとする。ただし、工事業務を担う者と工事監理業務を担う者との兼務は認めない。また、子会社と親会社の関係にある者同士が工事業務と工事監理業務を担うことも認めない。

(ア) 設計業務の実施を担う者

a 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。なお、平成9年度以降に建築士法により監督処分を受けたことがないこと。

b 水道局の平成19・20年度一般競争入札有資格者名簿（設計・測量等関係）において登録を認められている者及びその営業を継承した者と認められる者であること。

c 技術士（上下水道部門の資格を有する者で、技術士法（昭和58年法律第25号）に定めるものをいう。）が1名以上在籍していること。

(イ) 膜ろ過装置の製造を行う者

a 日量1千m³以上（公称能力）の浄水能力を有する膜ろ過装置の設置実績があること。

(ウ) 工事業務の実施を担う者

a 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく土木一式工事、建築一式工事、機械器具設置工事、電気工事及び水道施設工事につき、各建設工事を実施するための各々の担当する特定建設業の許可を受けていること。ただし、工事業務を担う者が複数である場合は、そのうちの1者が満たせばよいものとする。

b 水道局の平成19・20年度一般競争入札有資格者名簿（工事関係）において「建築」、「土木」に登録を認められている者及びその営業を継承した者と認められる者であること。ただし、工事業務を担う者が複数である場合は、そのうちの1者が満たせばよいものとする。

c 建設業法第27条の23の規定に基づく直前の経営事項審査に係る客観的点数が土木一式、建築一式については1,200点、機械機器設置工事、電気工事については1,100点、水道施設工事については1,200点以上の者であること。ただし、工事業務を担う者が複数である場合は、そのうちの1者が満たせばよいものとする。

d 貯留量1万m³以上（公称能力）の規模を有する配水池の建設実績を有すること。

ただし、工事業務の実施を担う者が複数である場合は、そのうちの1者が満たせばよいものとする。他社と共同で履行した実績も認めるが、共同企業体の構成員として、出資比率が10分の2以上で履行したことを証明できる場合（契約書の写しの提出等）に限ることとする。

(エ) 工事監理業務の実施を担う者

上記(ア)に求める要件と同等のものとする。

(オ) 維持管理業務の実施を担う者

a 水道局の平成19・20年度一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）において営業種目として委託関係の営業種目で登録を認められている者及びその営業を継承した者として認められるものであること。ただし、維持管理の実施を担う者が複数である場合は、そのうちの1者が満たせばよいものとする。

b 日量1千m³以上（公称能力）の浄水能力を有する膜ろ過装置の運転管理実績を有すること。ただし、維持管理の実施を担う者が複数である場合は、そのうちの1者が満たせばよいものとする。

c 膜の洗浄について、オンサイト洗浄の実績を有していること。ただし、維持管理の実施を担う者が複数である場合は、そのうちの1者が満たせばよいものとする。

(3) 競争参加資格確認基準日

ア 競争参加資格確認基準日は、競争参加資格確認申請書の提出期限の最終日とする。

イ 競争参加資格確認基準日の翌日から開札日までの間、応募企業または、応募者グループの構成員が競争参加資格を欠くに至った場合、当該応募企業または応募者グループは入札に参加することができない。

ウ 開札日の翌日から落札者決定日までの間、応募企業または、応募者グループの構成員が競争参加資格を欠くに至った場合、水道局は当該応募企業または応募者グループを落札者決定のための審査対象から除外する。

3 入札保証金

入札保証金は免除する。

4 事業者選定のスケジュール等

(1) 事業者選定のスケジュール

事業者選定に当たってのスケジュールの概要は、以下のとおり予定している。

日程	実施事項
平成 19 年 12 月 14 日	実施方針の公表
12 月 14 日	実施方針に関する質問、意見の受付
～平成 20 年 1 月 11 日	
平成 19 年 12 月 25 日	実施方針に関する説明会の実施 現場見学会の実施
平成 20 年 1 月 25 日	実施方針に関する質問に対する回答の公表
2 月中旬	特定事業の選定・業務要求水準（案）の公表
3 月上旬	業務要求水準（案）に関する質問の受付
3 月下旬	業務要求水準（案）に関する質問に対する回答の公表
5 月中旬	入札説明書等の公表
5 月中旬	入札説明書等に関する説明会の実施
5 月下旬	第 1 回入札説明書等に関する質問の受付
6 月上旬	第 1 回入札説明書等に関する質問に対する回答の公表
7 月中旬	第 2 回入札説明書等に関する質問の受付
7 月下旬	第 2 回入札説明書等に関する質問に対する回答の公表
8 月中旬	競争参加資格確認申請書の提出
8 月下旬	応募者に対する競争参加資格確認結果の通知
9 月上旬	入札書類の提出
11 月下旬	開札（落札者の決定）
12 月上旬	落札者との基本協定の締結
平成 21 年 3 月中旬	事業者との事業契約の締結

(2) 実施方針に関する説明会等

本事業に応募しようとする民間事業者等に対して実施方針に関する説明会を開催し、事業に係る情報を提供するとともに、水道局の考え方等を提示する。

詳細は、下記のとおりである。

ア 説明会

(ア) 開催日時

平成 19 年 12 月 25 日 (火) 11 時 00 分から

(イ) 開催場所

横浜市中区真砂町 2-22

関内中央ビル 10 階会議室

イ 現場見学会

(ア) 開催日時

平成 19 年 12 月 25 日 (火) 14 時 30 分から

(イ) 開催場所

横浜市旭区上川井町 2555

川井浄水場

ウ 実施方針に関する質問受付、回答公表

実施方針に関する質疑応答を以下の要領により行う。

(ア) 実施方針に関する質問の受付

a 受付期間

平成 19 年 12 月 14 日 (金) から平成 20 年 1 月 11 日 (金) 午後 5 時まで

b 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、実施方針に関する質問書(様式 1)に記入の上、電子メールでのファイル添付又は郵送若しくは持参により期限必着にて提出のこと。なお、電子メールで提出する場合は、その着信確認は送信者の責任において行う。

また、郵送又は持参にて提出する場合は、質問書を記録したフロッピーディスクに印刷した質問書を添付して提出すること。持参する場合の受付時間は、受付期間中の平日の午前 9 時から午後 5 時までの間(ただし、正午から午後 1 時までを除く。)とする。

なお、ファイル形式は Microsoft Excel 又はそれと互換性のある形式とする。

あて先は、後記第 8 「10 本事業に関する問合せ先」のとおりである。

(イ) 回答の公表

平成 20 年 1 月 25 日 (金) 予定

本事業にかかる水道局ホームページへの掲載により回答を行う。

ただし、回答に当たっては質問者を匿名化する。

【[URL:http://www.city.yokohama.jp/me/suidou/jigyosya/kyotsu/kawai-pfi.html](http://www.city.yokohama.jp/me/suidou/jigyosya/kyotsu/kawai-pfi.html)】

エ 実施方針に関する意見の受付

実施方針に関する意見を、以下の要領により受け付ける。

(ア) 実施方針に関する意見の受付

a 受付期間

平成19年12月14日（金）から平成20年1月11日（金）午後5時まで

b 提出方法

実施方針に関する意見がある場合は、その内容を簡潔にまとめ、実施方針に関する意見書（様式2）に記入の上、電子メールでのファイル添付又は郵送若しくは持参により期限必着にて提出のこと。なお、電子メールで提出する場合は、その着信確認は送信者の責任において行う。

また、郵送又は持参にて提出する場合は、意見書を記録したフロッピーディスクに印刷した意見書を添付して提出すること。持参する場合の受付時間は、受付期間中の平日の午前9時から午後5時までの間（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。

なお、ファイル形式はMicrosoft Excel 又はそれと互換性のある形式とする。

あて先は、後記第8「10 本事業に関する問合せ先」のとおりである。

(1) 公表

提出のあった意見は、原則として公表しない。

第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 事業契約に関する基本的な考え方

(1) 基本協定の締結

水道局は、落札者と協議を行い、本事業にかかる基本的事項を定めた基本協定を締結する。

なお、落札者決定日の翌日から基本協定の締結日までの間、落札者の構成員が競争参加資格を欠くに至った場合、水道局は落札者と基本協定を締結しない場合がある。

(2) S P C の設立

落札者は、本事業を実施するため、事業契約の締結前までに、本事業を実施する事業者である S P C として、会社法に定める株式会社を設立する。応募企業及び応募者グループの構成員は事業者に対して出資することを要するものとし、事業者の議決権株式の過半数を保有するものとする。また、代表企業は出資者の中で最大の出資を行うことを要する。

なお、事業者の株主が事業者の議決権株式を譲渡その他の方法により処分する場合には、事前に水道局の承諾を得なければならない。

(3) 事業契約の締結

水道局は、基本協定の規定に基づき、事業者と事業契約を締結する。

なお、落札者決定日の翌日から事業契約の締結日までの間、落札者の構成員が競争参加資格を欠くに至った場合、水道局は事業者と事業契約を締結しない場合がある。

2 リスク分担の基本的な考え方及び予想されるリスクとその分担

(1) リスク分担の基本的な考え方

本事業においては、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成 12 年 3 月 13 日総理府告示第 11 号）に示された「想定されるリスクをできる限り明確化した上で、リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する」との考えに基づき、リスクを分担する。リスクを最もよく管理することができる者とは、業務を担う当事者であると考えられることから、水道局が行う業務にかかるリスクは水道局が負担し、事業者が担う業務にかかるリスクは事業者が負担することを原則とする。ただし、不可抗力など当事者の責に帰すことのできないリスクについては、この限りでない。

(2) 本事業で予想されるリスク

本事業で予想されるリスクについて、水道局と事業者のリスク分担は、その概略を別紙 2 にリスク分担表として示すが、原則として入札公告時に公表する入札説明書に添付される事業契約書（案）に詳細を規定し、最終的に事業契約書で明文化する。

3 対象業務におけるサービスの水準

事業者は、事業期間中、水道局が満足する内容のサービスを提供することが求められる。浄水の水質は、水道局浄水場水質管理計画の水質目標を確保することを基本とする。本事業の対象となる施設に要求する性能及び対象となる維持管理に要求するサービスの水準は、今後公表する業務要求水準書において示す。

4 水道局による事業の実施状況のモニタリング

水道局は、事業者が提供する業務内容の確認及び事業者の財務状況の把握等を目的に、モニタリングを行う。

(1) モニタリングの内容

ア 設計・工事段階

水道局は、事業者が行う設計業務及び工事業務等が水道局の定める要求水準に適合するものであるかの確認を行う。

事業者の実施する設計業務及び工事業務等の水準が水道局の定める水準を下回ることが判明した場合、水道局は業務内容の改善を求める。事業者は、水道局の改善要求に対し、自らの費用負担により、改善措置を講ずるものとする。

なお、事業者は、工事業務に当たっては建築基準法に規定される工事監理者を定め、工事監理を行うものとする。

その他、詳細なモニタリングの方法及び内容等については、入札説明書等において明らかにする。

イ 維持管理段階

水道局は、事業者の実施する維持管理業務について定期的に確認を行うとともに、事業者の財務状況についても確認する。

事業者の実施する維持管理業務の水準が水道局の定める水準を下回ることが判明した場合には、水道局は業務内容の速やかな改善を求めるとともに、維持管理業務の未達成の度合いに応じてサービスの対価の減額等を行う。事業者は水道局の改善要求に対し、自らの費用負担により、改善措置を講ずるものとする。

また、事業者は融資契約に基づき融資団に対して随時提出される事業者の財務諸表について、これを同時に水道局にも提出することを要し、水道局は事業者が本事業を円滑に遂行しうる財務状況にあるかを確認する。

なお、詳細なモニタリングの方法及び内容、サービスの対価の減額基準等については、入札説明書等において明らかにする。

(2) モニタリングの費用の負担

モニタリングにかかる費用のうち、水道局が実施するモニタリングにかかる費用は、水道局が負担する。事業者自らが実施するモニタリング、いわゆるセルフモニタリングにかかる費用は、事業者の負担によるものとする。

5 提供されるサービスに対する対価の支払

水道局は、事業契約に従い、提供されるサービスに対し、その対価を支払う。サービスの対価にかかる考え方は別紙3のとおりである。また、事業期間中のサービスの対価の変更についても別紙4としてあわせて示す。

第4 対象施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 施設の立地条件

(1) 建設用地

横浜市旭区上川井町 2555 番地

(2) 敷地面積

約69,820㎡

(3) 建設用地の地域地区等

ア 都市計画による制限

- (ア) 用途地域：準工業地域
- (イ) 防火・準防火地域：準防火地域
- (ウ) 高度地区（最高限）：第5種高度地区
- (エ) 建ぺい率：60%
- (オ) 容積率：200%

イ 建築・造成等に関する制限

- (ア) 日影規制：高さが10mを超える建築物／4.0m／5時間／3時間

2 施設の規模

取水量	172,800m ³ /日
処理能力	最大処理水量 172,800m ³ /日
水源	道志川
処理方式	膜ろ過方式
設計水位	当初到達水位は+102.0m以上を保障するが、運用開始後+99.0mまで圧力低下した場合も対応可能な施設を整備すること（既存着水井 W.L+93.75mである。）。
新設配水池	新設配水池 H.W.L+90.5m L.W.L+84.5m 有効容量=30,000 m ³
新設管理棟	民間事業者用管理棟 ・事務室 ・職員の休憩室（トイレ及び給湯室を含む。） ・中央監視室（処理施設の運転管理室） ・電気室 高压電気室（受変電を含む。） 低压電気室 計算機室
排水処理施設	浄水処理で発生する排水及び排泥・脱水処理に必要な施設等
電気計装設備	・受変電設備（民間事業者側） ・浄水及び排水処理施設に必要な電気設備 ・管理棟等に付随する建築付帯電気設備 ・自家発電設備 ・計装設備

3 土地の使用に関する事項

川井浄水場の敷地は水道局の所有地であるが、事業者は、本事業の実施に必要な範囲において水道局の許可を得て、土地を無償で使用できるものとする。

4 施設の整備要件等

浄水場施設の配置、施設及び構造に係る要件等の詳細については、今後公表する業務要求水準書において示す。

なお、現在想定している新設対象施設位置図、撤去対象施設位置図、管理対象範囲図は、別紙5、別紙6、別紙7のとおりである。

第5 事業契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業契約及び事業契約に附帯する事業計画の解釈について疑義が生じた場合、水道局と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は事業契約に規定する具体的措置に従うものとする。また、事業契約及び事業契約に附帯する事業計画に関する紛争については、横浜地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6 本事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項

1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

水道局は、事業者に対して修復勧告を行い、一定期間内に修復策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に修復をすることができなかつたときは、水道局は事業契約を解除することができるものとする。詳細は事業契約に規定する。

2 その他の事由により事業の継続が困難となった場合

事業契約に規定する事由ごとに、その責任の所在による改善等の対応方法に従う。

3 融資団と水道局との協議

事業が適正に遂行されるよう、水道局は、事業者に資金供給を行う融資団と協議を行い、直接協定を締結することがある。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点で想定される法制上、税制上の措置としては、施設の整備、維持管理及び運営における、事業者による水道局所有財産の無償使用がある。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

事業者が本事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、水道局はこれらの支援を事業者が受けることができるよう努める。

なお、本事業は、補助金の交付の対象となる補助事業であり、施設整備に対する国庫補助金の支給が想定される。支給が確定した場合には、これを事業者が負担する施設整備費の一部に充当する。また、水道局及び事業者はともに当該補助金を受けることができるよう努め、交付に向けて協力して申請手続き・報告等を行う。

3 その他の支援に関する事項

水道局は、事業者が事業実施に必要な許認可等を取得する場合、可能な範囲で必要な協力を行うものとする。

第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 債務負担行為

本事業に関する予算措置は、平成20年第一回横浜市議会定例会で、債務負担行為を定めるよう手続を進めるものとする。

2 本事業に係る情報の提供方法

本事業に係る情報の提供は、適宜、水道局ホームページ等を通じて行う。

3 実施方針の変更

実施方針は、公表後に民間事業者から受け付けた質問、意見等を踏まえ、特定事業の選定までの間にその内容を見直し、変更を行うことがある。変更を行った場合には、水道局ホームページ等を通じて公表する。

なお、変更の内容が重大で、その後の事業者選定スケジュール及び事業スケジュールに影響を及ぼすと考えられる場合には、変更後のスケジュールもあわせて公表するものとする。

4 入札の中止等

競売入札妨害又は談合行為の疑い、不正又は不誠実な行為等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争性を確保し得ないと認められるときは、入札の執行延期、再入札公告又は入札の中止などの対処を図る場合がある。

5 落札者を選定しない場合

民間事業者の募集及び落札者の選定の過程において、応募者がいない、あるいはいずれの応募者も水道局の財政負担額の縮減が見込めないなどの理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でない判断された場合には、特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに公表する。

6 応募に当たっての費用の負担及び報奨金の交付

応募に当たっての費用は、すべて応募者の負担とする。

ただし、本事業は、公民協働事業応募促進報奨金交付の対象事業に指定されており、総合評価において第2位順位、第3位順位となった者は、「公民協働事業応募促進報奨金交付要綱」に定める報奨金交付の申請ができる。

7 提出書類の取扱い

(1) 著作権

応募者から提出された提案書の著作権は、応募者に帰属する。ただし、水道局は、本事業の公表及びその他水道局が必要と認める場合、落札者の提案書の一部又は全部を無償で使用でき、また、落札者選定結果の公表に必要な範囲で落札者以外の応募者の提案書の一部を無償で使用できるものとする。

(2) 提出書類の返却

応募者から提出された書類は返却しない。

(3) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法又は維持管理方法等を使用したことにより生じる責任は、特段の定めがある場合を除き、当該提案を行った応募者が負う。

8 環境への配慮

事業提案に当たっては、次のとおり環境への配慮に留意すること。

- (1) グリーン購入等、省資源に配慮すること
- (2) 省エネルギーに配慮すること
- (3) 地球温暖化ガスの排出抑制に配慮すること
- (4) 水循環（雨水の地下への浸透性等）に配慮すること
- (5) 周辺的生活環境（交通安全等）に配慮すること
- (6) 周辺の景観に配慮すること

9 本事業に係る水道局のアドバイザー

本事業に係る水道局のアドバイザーは、以下のとおりである。

- (1) 財団法人日本経済研究所
- (2) 株式会社日水コン
- (3) アンダーソン・毛利・友常法律事務所

10 本事業に関する問合せ先

横浜市水道局 施設部 計画課 事業計画係 鈴木、奥山

所在地 〒231-0017 横浜市中央区港町1-1 関内中央ビル3階

電話 045-671-3119（ダイヤルイン）

F A X 045-663-8820

電子メール su-keikaku@city.yokohama.jp

URL:<http://www.city.yokohama.jp/me/suidou/jigyosya/kyotsu/kawai-pfi.html>

様式 1 実施方針に関する質問書

平成 年 月 日

実施方針に関する質問書

「川井浄水場再整備事業」の実施方針について、以下のとおり質問を提出します。

氏（法人）名	
所在地（住所）	
法人の場合の所属	
質問者氏名	
連絡先	電話：
	F A X：
	電子メール：

No.	質問事項 (タイトル)	対応頁	対応箇所						内容
			第1 第2 など	1 2 など	(1) (2) など	ア イ など	(ア) (イ) など	a b など	
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									

様式2 実施方針に関する意見書

平成 年 月 日

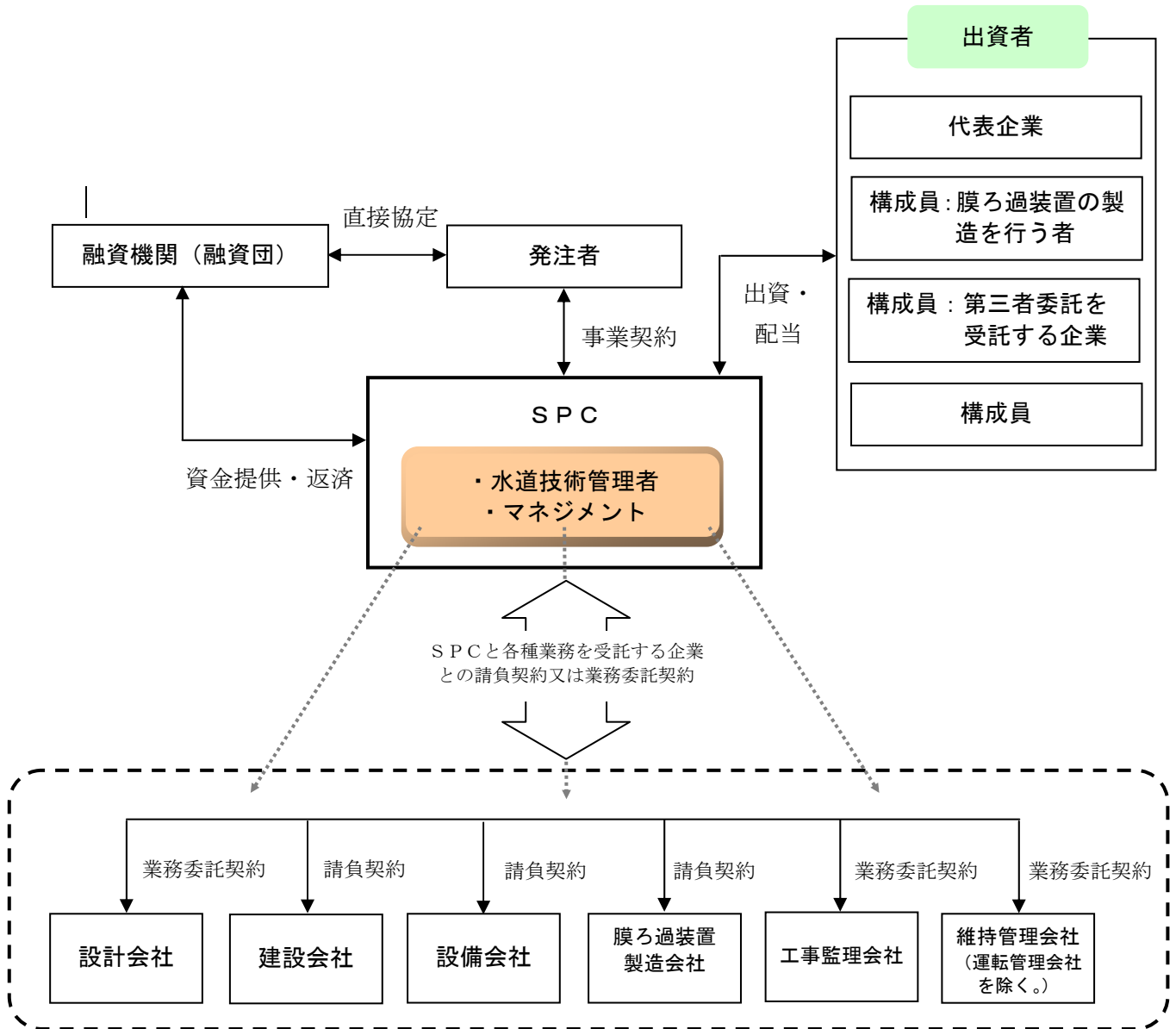
実施方針に関する意見書

「川井浄水場再整備事業」の実施方針について、以下のとおり意見を提出します。

氏（法人）名	
所在地（住所）	
法人の場合の所属	
質問者氏名	
連絡先	電話：
	F A X：
	電子メール：

No.	意見事項 (タイトル)	対応頁	対応箇所						内容
			第1 第2 など	1 2 など	(1) (2) など	ア イ など	(ア) (イ) など	a b など	
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									

別紙 1 水道局が想定する事業実施体制



別紙2 リスク分担表

段階	リスクの種類	No.	リスクの内容	負担者	
				水道局	事業者
共通	構想・計画リスク	1	市の政策変更による事業の変更・中断・中止など	●	
	入札説明書リスク	2	入札説明書の誤りに関するもの	●	
	許認可リスク	3	市が取得すべき許認可の遅延に関するもの	●	
		4	事業者が取得すべき許認可の遅延に関するもの		●
	法制度リスク	5	法制度・許認可の新設・変更によるもの（本事業に影響を及ぼすもの）	●	
		6	法制度・許認可の新設・変更によるもの（上記以外のもの）		●
	消費税変更リスク	7	消費税の変更に関わるもの	●	
	税制変更リスク	8	法人の利益にかかる税制度の変更によるもの（法人税率等）		●
		9	その他、本事業に影響を及ぼす税制の変更によるもの	●	
	住民対応リスク	10	本施設の設置に関する住民反対運動等	●	
		11	事業者が行う業務（調査、工事、維持管理等）に関する住民反対運動等		●
	環境問題リスク	12	市が行う業務に起因する環境の悪化	●	
		13	事業者が行う業務（調査、工事、維持管理等）に起因する環境の悪化		●
	第三者賠償リスク	14	市の責に帰すべき事業期間中の事故	●	
		15	事業者の責に帰すべき事業期間中の事故（事業者が行う業務に起因する事故、施設の劣化及び維持管理の不備による事故など）		●
	見学者事故リスク	16	施設の劣化又は維持管理の不備によって見学者が怪我をした場合		●
	安全確保リスク	17	調査、工事、維持管理等における安全性の確保		●
	保険リスク	18	設計・工事段階及び維持管理段階のリスクをカバーする保険		●
	金利リスク	19	基準金利確定前の金利変動によるもの	●	
		20	基準金利確定後の金利変動によるもの		●
	物価リスク	21	物価変動	● 注1	● 注1
	資金調達リスク	22	事業者の資金調達に関するもの		●
	国庫補助金未確定リスク	23	国庫補助金の交付に関するもの	●	△
	構成員・協力企業リスク	24	構成員及び協力企業の能力不足等による事業悪化		●
	債務不履行リスク	25	市の責に帰すべき事由による事業の中止・延期（市の債務不履行、土地の瑕疵、埋蔵文化財の発見など）	●	
26		事業者の事由による事業の中止・延期（事業破綻、事業放棄など）		●	

段階	リスクの種類		No.	リスクの内容	負担者	
					水道局	事業者
共通	不可抗力リスク		27	戦争、暴動、天災等による事業計画・内容の変更、事業の延期・中止に関するもの	●	△ 注2
			28	台風・風水害による事業計画・内容の変更、事業の延期・中止に関するもの		●
			29	地震による事業計画・内容の変更、事業の延期・中止に関するもの	● 注3	● 注3
	契約リスク		30	市の責に帰すべき事由により契約が締結できないリスク	●	
			31	事業者の責に帰すべき事由により契約が締結できないリスク		●
計画設計段階	計画・設計リスク	発注者責任リスク	32	工事請負契約の締結に関するもの		●
			33	工事請負契約の内容に関するもの		●
			34	工事請負契約の内容変更に関するもの		●
	測量・調査リスク		35	市が実施した測量・調査に関するもの	●	
			36	事業者が実施した測量・調査に関するもの		●
工事段階	用地リスク	用地取得リスク	37	建設予定地の確保に関するもの	●	
			38	建設に要する資材置き場の確保に関するもの		●
		土壌汚染リスク	39	土壌汚染に関わるもの	●	
		地中埋設物リスク	40	上下水道管路、ガス管路、電気ケーブル、ハンドホール等の地中埋設物に関するもの		●
			41	上記以外に関するもの	●	
	工事リスク	設計リスク	42	市の事由による設計などの完了遅延・設計費の増大（市の事由による設計変更、提示条件等の不備・変更、土地の瑕疵など）	●	
			43	事業者の事由による設計の完了遅延・設計費の増大（提案した設計内容の不備、基本設計・実施設計の不備、事業者の事由による履行遅れなど）		●
		環境汚染物質リスク	44	解体に伴うアスベストやPCBなど環境汚染物質の発見・対応に関するもの		●
		工事監理リスク	45	工事監理に関するもの		●
		工事遅延・未完成リスク	46	市の事由による工事の遅延・未完工・工事費の増大（市の事由による設計変更、提示条件等の不備・変更、土地の瑕疵など）	●	
			47	事業者の事由による工事の遅延・未完工・工事費の増大		●
		施設性能リスク	48	要求性能不適合（施工不良を含む。）		●
		引渡前損害リスク	49	工事目的物の引き渡し前に工事目的物、工事材料又は建設機械器具について生じた損害、その他工事の施工に関して生じた損害		●

段階	リスクの種類	No.	リスクの内容	負担者	
				水道局	事業者
維持管理期間	原水リスク	50	供給される原水等が少ないため、処理生産水量を下回るリスク	●	
		51	供給される原水の性質が変わることに係るリスク	● 注3	● 注3
		52	前処理水の汚染		●
	原料リスク	53	電気・ガス等の供給が停止されるリスク		●
		54	薬品や電気・ガス等の使用量の変動リスク		●
	施設性能リスク	55	要求される機能を満たしていないために、改修・撤去の必要が生じるリスク		●
	要求水準未達リスク	56	要求水準の未達		●
	オペレーションリスク	57	オペレーションミスにより処理工程や設備に損害を生じさせるリスク		●
	メンテナンスリスク	58	維持管理が不十分で要求される機能を満たしていないために、改修・撤去の必要が生じるリスク		●
		59	メンテナンス費用の増大		●
		60	機器の故障にかかるリスク		●
	発生土の品質	61	脱水ケーキの品質		●
発生土の処分	62	発生土の処分量が上回ったことにより生じる損害		●	
事業終了時	事業終了時の移管手続リスク	63	施設移管手続に伴う諸費用の負担、事業者の清算手続に伴う損益等		●
	事業終了時の施設状態	64	事業終了時の施設状態の要求水準の未達		●

凡例：負担者 ●主負担 △従負担

注1 当該リスクは水道局が主にリスクを負うが、事業契約において水道局と事業者との間で予め合意した価格改定条項による一定のリスクについては、事業者も負うものとする。

注2 当該リスクは水道局が主にリスクを負担するが、損害を最小限にとどめる経済的動機付けを与えるため、生じた損害又は増加費用の一部については、事業者も負うものとする。

注3 業務要求水準書に規定する範囲については民間事業者が負担するものとし、それを越える範囲については水道局が負担する。

別紙3 サービスの対価の支払方法（案）

1 サービスの対価の構成

サービスの対価を構成する項目及び該当する業務は、以下のとおりである。

項目	該当する業務	含まれる主な費用
施設整備費	事前調査費	事前調査業務
	設計費	設計業務
	工事費	工事業務
	工事監理費	工事監理業務
	周辺影響調査・電波障害等対策費	周辺影響調査・電波障害等対策業務
		<u>左記業務を含む、施設整備に要する費用</u> ・事前調査費、設計費、工事費、工事監理費、周辺影響調査・電波障害等対策業務等の整備費 ・建中金利 ・融資組成手数料 ・その他施設整備に関する初期投資と認められる費用等 ・これにかかる支払利息
維持管理費	施設運転管理費	施設運転管理業務
	施設保守費	施設保守業務
	サービス業務費	サービス業務
	保安業務費	保安業務
	その他の費用	
		<u>左記業務に要する費用</u> ・人件費 ・薬品費 ・薬品洗浄費 ・電力費 ・その他経費 <u>左記業務に要する費用</u> ・修繕費 ・保守管理費 ・その他経費 <u>左記業務に要する費用</u> ・人件費 ・経費 <u>左記業務に要する費用</u> ・人件費 ・経費 <u>維持管理に関連して発生する費用のうち、上記に含まれない費用</u> ・保険料 ・公租公課 ・その他上記に含まれない費用

2 サービスの対価の考え方

水道局が事業者に対して支払うサービスの対価は、施設整備費と維持管理費によって構成され、業務の性格に応じて個別に算定した上で、各回合算して支払う。

設計・工事等の施設整備に要する費用は事業者が調達するものとし、水道局はこれを維持管理期間に平準化して施設整備費として支払う。その支払方法は下記の3（1）に規定する。

また、維持管理に対する対価は、維持管理期間を通して年4回に分けて、水道局が事業者に対して維持管理費として支払う。

3 各種サービスの対価の支払方法

(1) 施設整備費及びこれにかかる支払利息

施設整備費は、下記のとおり2グループに分類して支払う。

なお、施設整備費は、施設整備にかかる国庫補助金額を、初期投資額から控除して算定する。

ア 既存施設稼働段階にかかる費用及び支払利息

総支払回数を平成26年4月30日を第1回とし、平成45年10月31日を最終回とする40回とし、下表の各支払期間中の支払総額の20分の1を事業者の請求に基づき各年の4月30日及び10月31日（いずれも銀行営業日でない場合は、その翌銀行営業日）に支払う。

支払期間	支払期間中の支払総額
平成26年4月1日～ 平成36年3月31日	元金の2分の1の金額を10年間で元利均等返済する額 + 元金の2分の1の金額に対する当該支払期間の金利
平成36年4月1日～ 平成46年3月31日	元金の2分の1の金額を10年間で元利均等返済する額

イ 新設供給開始段階にかかる費用及び支払利息

総支払回数を平成29年4月30日を第1回とし、平成45年10月31日を最終回とする34回とし、下表に従い、平成29年4月1日から平成36年3月31日までの間は支払総額の14分の1を、平成36年4月1日から平成46年3月31日までの間は支払総額の20分の1をそれぞれ事業者の請求に基づき各年の4月30日及び10月31日（いずれも銀行営業日でない場合は、その翌銀行営業日）に支払う。

支払期間	支払期間中の支払総額
平成29年4月1日～ 平成36年3月31日	元金の17分の7の金額を7年間で元利均等返済する額 + 元金の17分の10の金額に対する当該支払期間の金利
平成36年4月1日～ 平成46年3月31日	元金の17分の10の金額を10年間で元利均等返済する額

なお、これにかかる支払利息は、補助金額控除後の初期投資額を元金として、以下に定める金利に基づき算定する。

金利：下記(ア)基準金利及び(イ)スプレッドの合計とする。

基準金利の変動に伴い、以下のとおり改定を行う。

(ア) 基準金利

	支払期間	基準金利	金利の決定基準日
上記ア	平成26年4月1日～ 平成36年3月31日	東京時間午前10時にテレレート17143頁に発表されるTOKYO SWAP REFERENCE RATE(TSR)6ヶ月LIBORベース10年物(円-円)金利スワップレート	平成26年3月29日(銀行営業日でない場合は、その前銀行営業日)
	平成36年4月1日～ 平成46年3月31日	東京時間午前10時にテレレート17143頁に発表されるTOKYO SWAP REFERENCE RATE(TSR)6ヶ月LIBORベース10年物(円-円)金利スワップレート	平成36年3月29日(銀行営業日でない場合は、その前銀行営業日)

支払期間		基準金利	金利の決定基準日
上記イ	平成 29 年 4 月 1 日～ 平成 36 年 3 月 31 日	東京時間午前 10 時にテレ レート 17143 頁に発表され る TOKYO SWAP REFERENCE RATE (T S R) 6 ヶ月 LIBOR ベース 7 年物 (円-円) 金 利スワップレート	平成 29 年 3 月 29 日 (銀行 営業日でない場合は、その 前銀行営業日)
	平成 36 年 4 月 1 日～ 平成 46 年 3 月 31 日	東京時間午前 10 時にテレ レート 17143 頁に発表され る TOKYO SWAP REFERENCE RATE (T S R) 6 ヶ月 LIBOR ベース 10 年物 (円-円) 金利スワップレート	平成 36 年 3 月 29 日 (銀行 営業日でない場合は、その 前銀行営業日)

(イ) スプレッド

事業者が入札時に提案したスプレッド

また水道局は、国庫補助金の交付を受けた後に事業者に交付する。事業者は、交付を受けた補助金を、その支給対象業務の遂行に必要な費用に充当する。

なお、第 1 1 (8) の記載に基づき、応募者が工期の短縮を提案する場合は、その短縮期間に伴い、支払期間や支払日も前倒しで行う。

(2) 維持管理費

ア 修繕費を除く維持管理費

修繕費を除く維持管理費は、下表のとおり四半期に一度、年額の 4 分の 1 を支払う。

各四半期終了後、事業者は当該業務に係る請求書を水道局に提出する。水道局は、請求書受領後 30 日以内に、モニタリングの結果を踏まえ各回の対価を支払う。

各回	対象期間	支払額の割合	支払見込時期
第 1 四半期	4 月～6 月	年額の 4 分の 1	各四半期終了後の翌月の 末日 (当該期日が銀行 営業日でない場合は、 翌営業日)
第 2 四半期	7 月～9 月		
第 3 四半期	10 月～12 月		
第 4 四半期	1 月～3 月		

また、当該費用は、毎年度 1 回、物価変動を考慮し、改定されることがある。改定は、業務ごとに別紙 3 記載の指標の変動率を勘案した改定率を当該年度の各業務の対価に乘じ、翌年度 4 月支払分以降の各業務の対価に反映させる。

イ 修繕費

修繕費は、提案された長期修繕計画の実施時期、費用に従い、四半期ごとに業務実施の確認ができたものに対し、四半期ごとに一括して支払う。各四半期の対象期間及び支払見込時期は、上記アと同様とする。

また、物価変動による対価の改定についても、上記アと同様に行う。

別紙4 サービスの対価の変更(案)

1 物価変動によるサービスの対価の変更

(1) 施設整備費

- ア 水道局及び事業者は、工期内で事業契約締結の日から12月を経過した後に、国内における賃金水準や物価水準の変動により施設整備費が不相当となったと認めるときは、相手方に対して施設整備費の変更を請求することができる。
- イ 水道局又は事業者は、前項の規定による請求があったときは、変動前施設整備費(事業契約に定められた施設整備費をいう。以下同じ。)と変動後施設整備費(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前施設整備費に相応する額をいう。以下同じ。)との差額のうち変動前施設整備費の1,000分の15を超える額につき、施設整備費の変更に応じなければならない。
- ウ 変動前施設整備費及び変動後施設整備費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき水道局と事業者との間で協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、水道局は、変動前施設整備費及び変動後施設整備費を定め、事業者に通知する。
- エ 上記アの規定による請求は、本条項の規定により施設整備費の変更を行った後、再度行うことができる。この場合においては、上記アにおいて「事業契約締結の日」とあるのは、「直前の本条項の規定に基づく施設整備費変更の基準とした日」と読み替えるものとする。
- オ 特別な要因により工期内に主要な工事材料の国内における価格に著しい変動を生じ、施設整備費が不相当となったと認められるときは、水道局又は事業者は、前各項の規定によるほか、施設整備費の変更を請求することができる。
- カ 予期することのできない特別な事情により、工期内に国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、施設整備費が著しく不相当となったときは、水道局又は事業者は、前各項の規定にかかわらず、施設整備費の変更を請求することができる。
- キ 上記イの規定による請求があった場合において、当該施設整備費の変更額については、水道局と事業者との間で協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、水道局は、施設整備費を変更し、事業者に通知する。
- ク 上記ウ又は前項の協議の開始の日については、水道局が事業者の意見を聴いて定め、事業者に通知する。ただし、水道局が上記ア、オ又はカの請求を行った日又は受けた日から7日以内に当該協議の開始の日を通知しない場合には、事業者は、当該協議の開始の日を定め、水道局に通知することができる。

(2) 維持管理費

維持管理費は、下表に示す指標に基づき、改定を行う。

入札時の費用の積算の前提となる指標は平成20年8月1日時点のものを参照するものとし、その時点をサービスの対価の改定に当たっての起点とする。平成25年度末又

は水道局と事業者が別途合意する日に、当該時点での指標における変動率を勘案した改定率を反映させサービスの対価の見直しを行い、以後の改定は見直し後のサービスの対価を基に行う。ただし、各指標の毎年の変動率が±1%に満たない場合及び直近の改定からの累積が±3%に満たない場合は改定しないこととし、これを超える場合のみ改定する。

なお、上記の指標の適用が著しく実態と乖離する事態となった場合は、水道局と事業者は協議を行い、使用する指標を見直すことができるものとする。

項目	該当する業務	参照指標
施設運転管理費	施設運転管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ■ 光熱水費以外 「毎月勤労統計調査」(厚生労働省) ・第6表 実質賃金指数 ・事業所規模5名以上 ・調査産業計のうちの現金給与総額 ■ 光熱水費 電気：原則として、電気料金の改定率 ガス：原則として、ガス料金の改定率 水道：原則として、水道料金の改定率 その他： 「消費者物価指数」(総務省統計局) ・第1表-1 中分類指数(全国) ・光熱・水道
施設保守費	施設保守業務	<ul style="list-style-type: none"> ■ 修繕費以外 「企業向けサービス価格指数」(日銀調査統計局) ・大分類・類別：諸サービス・その他諸サービス ・小分類：建物サービス ・品目：設備管理 ■ 修繕費 「企業物価指数」(日銀調査統計局) ・基本分類指数：国内企業物価指数 ・一般機器
サービス業務費	サービス業務	<ul style="list-style-type: none"> 「企業向けサービス価格指数」(日銀調査統計局) ・大分類・類別：諸サービス・その他諸サービス ・小類型：建物サービス ・品目：清掃
保安業務費	保安業務	<ul style="list-style-type: none"> 「企業向けサービス価格指数」(日銀調査統計局) ・大分類・類別：諸サービス・その他諸サービス ・小類型：警備 ・品目：警備
その他の費用		<ul style="list-style-type: none"> 「消費者物価指数」(日銀調査統計局) ・第1表-1 中分類指数(全国) ・総合

2 金利変動によるサービスの対価の変更

施設整備費については、別紙2 3 (1)に記載のとおり、基準金利の変動に伴い、改定を行う。

3 市場実勢価格等の変動によるサービスの対価の変更

水道局及び事業者は、維持管理費について、直近の改定時のサービスの対価及び類似の内容の業務の委託費の市場実勢価格の推移その他新製品の導入等諸般の事情を勘案して、5事業年度に1度、見直しのための協議を行う。初回の見直しは、平成25年度末又は水道局と事業者が別途合意する日とする。

4 法制度の改正によるサービスの対価の変更

- (1) 水道局及び事業者は、法制度の改正によりサービスの対価の見直しを行うことが合理的と判断する場合、合理的と判断する理由及び変更見込み額を記載した通知を行うことにより、翌事業年度のサービスの対価の変更を請求することができる。
- (2) 前項の定めに基づく請求がなされた場合、水道局及び事業者は、請求の可否及び変更額について協議の上決定する。
- (3) 前項の協議において合意が成立しない場合、水道局は、サービスの対価額の変更の可否及び変更する場合には合理的と判断する変更額を決定し、その理由を併記した書面により事業者に対して通知する。
- (4) 前各項の規定にかかわらず、水道局及び事業者は、翌事業年度開始前に改正後の法制度が実施され、当該法制度の実施の日から当該実施の日が属する事業年度が終了する日までのサービスの対価の見直しを行うことが合理的と判断する場合、相手方に対し、当該事業年度のサービスの対価の変更を求めることができる。この場合の手続きは、前各項の規定を準用する。

5 税制の変更によるサービスの対価の変更

- (1) 事業者は、税制の変更（ただし、法人税、所得税、事業税その他収益に関する税制に関する変更を除く。以下、本項において同様とする。）により事業者が支払うべき租税が新設又は増額されたときは、水道局に対してその旨及び変更見込み額を記載した通知を行うことにより、サービスの対価の見直しを請求することができる。
- (2) 水道局は、税制の変更により事業者が支払うべき租税が減免されたときは、事業者に対してその旨を通知することにより、サービスの対価の見直しを請求することができる。
- (3) 前2項に基づく請求がなされた場合、水道局及び事業者は、請求の可否及び変更額について協議の上決定する。当該協議において合意が成立しない場合、水道局は、サービスの対価額の変更の可否及び変更する場合には合理的と判断する変更額をそれぞれ決定し、当該決定の理由を併記した書面により事業者に対して通知する。

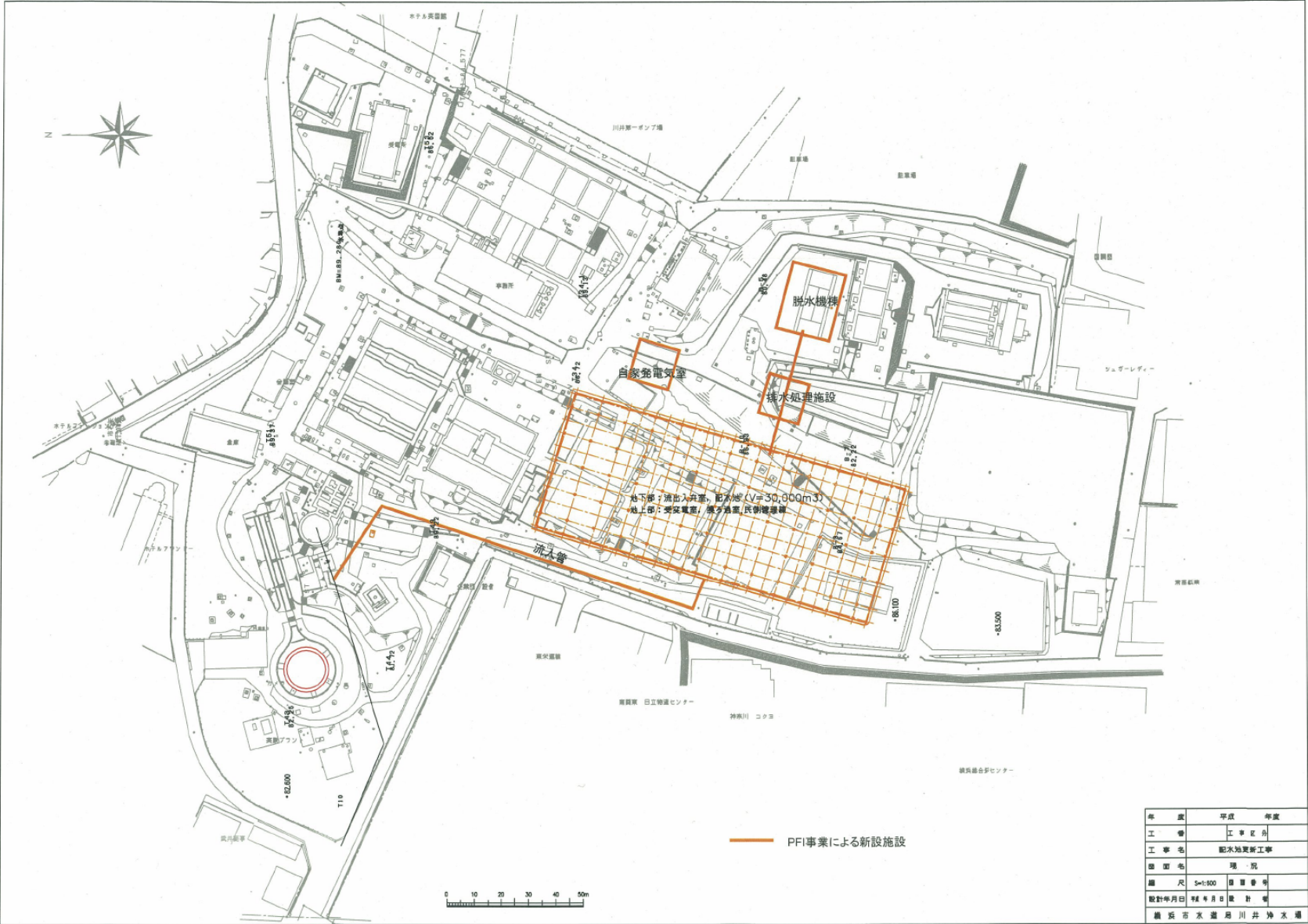
6 上記以外の想定外の変化に対する見直し

- (1) サービスの対価の算定根拠である前提条件について、上記1～5において考慮されない変動要素が発生し、又はサービスの対価が前提とする条件に重大な変更が発生した等の場合には、水道局及び事業者は速やかに協議を行い、サービスの対価の見直しを検討するものとする。かかる協議は、水道局又は事業者からの申込みにより行われるものとし、一方の当事者から申込みを受けた場合、他方の当事者は誠意をもって協議に応じ

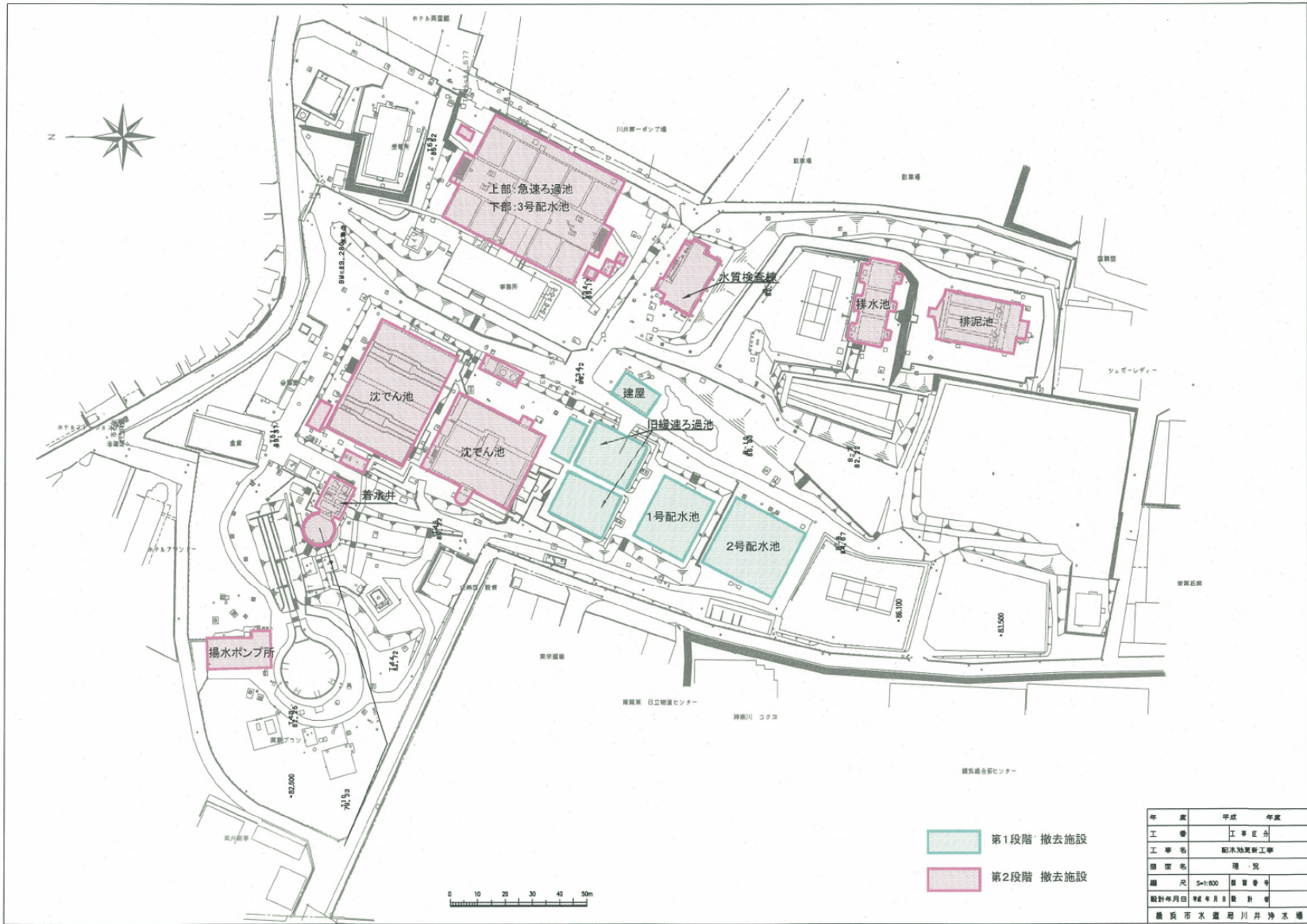
るものとする。

- (2) 前項に記載する協議において合意が成立しない場合、水道局は、サービスの対価の変更の可否及び変更する場合には合理的と判断する変更額を決定し、当該決定の理由を併記した書面により事業者に対して通知する。

別紙5 新設対象施設位置図 (参考)



別紙6 撤去対象施設位置図



別紙7 管理対象範囲図 (参考)

